

旭川市水道局委託契約等の競争入札事務実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市水道局（以下「局」という。）が発注する委託契約（測量並びに工事に係る調査及び設計の委託契約を除く。）及び賃貸借契約に関する入札等の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。
- (2) 令 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）をいう。
- (3) 規程 旭川市水道局契約規程（平成6年旭川市水道事業管理規程第7号）をいう。
- (4) 資格者名簿 旭川市水道局物品購入等入札参加資格者登録事務取扱要綱第2条第1項に規定する物品購入等の契約参加資格者名簿をいう。
- (5) 建設工事等資格者名簿 政令第167条の5第1項及び政令第167条の11第2項の規定に基づく資格審査を行って作成した名簿のうち、資格者名簿以外の者をいう。
- (6) 市内業者 旭川市内に本店を置く事業者をいう。
- (7) 準市内業者 市内業者以外の事業者で、旭川市内に受任先となる支店、営業所等を置く事業者又は支店、営業所等において現に旭川市民を雇用している事業者をいう。
- (8) 近隣8町業者 市内業者及び準市内業者以外の事業者で、鷹栖町、比布町、当麻町、愛別町、上川町、東川町、東神楽町及び美瑛町に本店を置く事業者をいう。
- (9) 市外業者 市内業者、準市内業者及び近隣8町業者以外の事業者をいう。
- (10) 市内等事業者 市内業者、準市内業者及び近隣8町業者である者をいう。
- (11) 履行適格者 資格者名簿において当該業務に相応しいと判断される営業種目の取扱品目について登録のある者で、当該業務を行う資格、履行能力等を有すると判断されるものをいう。
- (12) 積算金額 契約に係る施行何等において予定価格を定める資料として積算した金額をいう。
- (13) 単年度換算額 長期継続契約を行おうとする場合の積算金額総額を契約月数で除して得た額に12を乗じて得た額をいう。
- (14) 事前審査 一般競争入札を行うに当たって定める入札参加資格の確認を入札期日の前に審査することをいう。
- (15) 事後審査 一般競争入札を行うに当たって定める入札参加資格の確認を開札後に審査することをいう。
- (16) 積算内訳書 入札に参加しようとするものが入札額を決定するために行った積算の全部又は一部の参考資料で、業務の仕様に対する理解を確認し、その錯誤を未然に防止するなど契約事務の完全を期する目的で徴取するものをいう。
- (17) 入札執行者 水道総務課長若しくは水道総務課長が指名した者又は賃貸借契約及び物品保守委託発注課長若しくは賃貸借契約及び物品保守委託発注課長が指名した者をいう。
- (18) 休日 旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日
- (19) 調達特例政令 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

- (平成7年政令第372号)をいう。
- (20) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (21) 調達計画 旭川市水道局における地域の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画(令和元年5月17日旭水経第78号)をいう。
- (22) 欧州連合等の供給者 調達特例政令が定める欧州連合等の供給者をいう。

第2章 一般競争入札

(一般競争入札等に付する契約)

- 第3条 一般競争入札に付する契約は、原則として積算金額1,000万円以上のもの(委託契約にあつては100万円を超えるもの)とする。ただし、その性質又は目的等が一般競争入札に適しない契約をするとき又は市内等事業者の履行適格者が15者に満たないときは、指名競争入札又は随意契約によることができる。
- 2 旭川市水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、前項の規定にかかわらず、契約の内容により一般競争入札を行うことが適当と認めたときは、一般競争入札を行うことができる。
- 3 前2項の契約方法の決定は、旭川市水道局物品購入等指名委員会設置要綱に基づく旭川市水道局物品購入等指名委員会(以下「指名委員会」という。)の審議を経て決定するものとする。
- 4 第1項に定める積算金額については、長期継続契約を行う場合、単年度換算額を基準とする。

(入札の公告)

- 第4条 一般競争入札を行うときは、別紙1標準公告例により公告するものとする。
- 2 前項の公告は、公告式条例(昭和25年条例第9号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、第1項の規定による公告については、水道総務課掲示板への掲示、新聞報道の依頼、旭川市水道局ホームページの利用等により周知を図るものとする。

(入札参加資格)

- 第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる要件のいずれとも該当する者でなければならない。
- (1) 資格者名簿又は建設工事等資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 政令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者にあつては更生手続開始の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者にあつては再生手続開始の決定を受けていること。
- 2 前項に定めるもののほか、事業内容、技術的難易度等を考慮し、必要があると認めるときは、次に掲げる事項についても入札参加資格として定めることができる。この内容の決定に

当たっては、指名委員会の審議を経なければならない。

- (1) 事業所の所在地
 - (2) 当該契約の履行に係る許可、認可等
 - (3) 当該契約に係る業種、品目等についての履行実績又は技術的適性の有無等
 - (4) その他対象契約ごとに必要と認めて定める要件
- 3 前項第1号に規定する所在地は、市内業者又は市内等事業者で当該業務の履行が確保できる場合、市内業者又は市内等事業者に限ることができる。

(欧州連合等の供給者)

第5条の2 積算金額の総額が4,000万円以上となる一般競争入札で、調達特例政令が適用されるものについては、前条第2項第1号の要件を定めた場合においても、欧州連合等の供給者に対しては適用できない。ただし、調達計画を適用した上で、同号の要件に加え、政令第167条の5に定める経営の規模に関する資格として、中小企業であることを定めた場合を除く。

(資本関係・人的関係)

第5条の3 次のいずれかに該当する者は、同一の入札に参加することができない。

- (1) 資本関係について、次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。
 - ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (2) 人的関係について、次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。
 - ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他、(1)又は(2)と同視し得る特定関係があると認められる場合
 - ア 事業協同組合等の組合等と当該組合等の構成員の関係にある場合

(入札資格者の決定)

第6条 第5条における入札参加資格は、対象契約ごとに、旭川市水道局物品購入等指名委員会設置要綱に基づく審議を経て管理者が決定するものとする。

(仕様書等の交付及び質問)

第7条 当該入札に係る仕様書及び旭川市水道局委託契約等競争入札心得等（以下「仕様書等」という。）は、公告の日から閲覧又は交付を開始するものとする。

- 2 入札に参加しようとする者は、仕様書等の内容について質疑応答書（様式第7号）により、質問をすることができる。
- 3 質疑応答書の提出期間、提出場所、提出方法等については、管理者がそれぞれ定め、公告において明らかにするものとする。
- 4 質問に対する回答は、できるだけ速やかに行うものとし、回答を含めた質疑応答書の閲覧は、入札日の前日まで行うものとする。

(現場説明会)

第8条 管理者は、必要があると認めるときは、現場説明会を行うものとする。

2 前項の規定により現場説明会を行うときは、次に掲げる事項を公告において明らかにするものとする。

- (1) 現場説明会の日時及び場所
- (2) その他管理者が必要と認める事項

(入札参加資格の確認の申請)

第9条 一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「確認申請書等」という。）を管理者に提出し、その確認を受けなければならない。ただし、第2号から第4号に掲げるもの（以下「確認資料」という。）については、公告又は入札説明書でその要否を明らかにするものとする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 許可・認可等調書（様式第2号）
- (3) 業務履行実績調書（様式第3号）
- (4) その他必要と認める書類

2 入札参加資格の確認は、事前審査により行うものとする。

ただし、参加資格等が容易に確認できる場合は事後審査により行うことができるものとし、この場合は旭川市水道局事後審査型一般競争入札（郵送方式）実施要領に準ずるものとする。

3 事前審査における確認申請書等の提出は、公告で指定する日までに持参、郵送（必着）又はFAX若しくは電子メールのいずれか又は複数の方法によることとし、入札説明書に定める方法により行うものとする

4 管理者は確認申請書等の提出を受けたときは、一般競争入札参加資格確認申請書に受領印を押印の上、その写しを確認申請書等を提出した者（以下「提出者」という。）に交付するものとする。ただし、電子メールにより提出を受けた場合は、收受処理後、電子メールで提出者に受領した旨を通知するものとする。

(入札参加資格の確認結果の通知等)

第10条 管理者は、前条第2項の規定により入札参加資格の確認を事前審査で行ったときは、速やかに入札参加資格の有無を確認するものとする。

2 前項の規定により入札参加資格の有無を確認した場合において、管理者は、入札参加資格がないと認めたときは、一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第4号）により当該申請者にその理由を通知しなければならない。

3 前項の通知書を受け取った申請者は、管理者が定める日までに、その理由について説明を求めることができるものとし、管理者は説明を求められた場合は、入札参加資格に係る理由説明書（様式第5号）により説明するものとする。

4 管理者は、前項の規定により説明を求めた者に入札参加資格があると認めたときは、第2項の通知を取り消し、前項の説明と併せて入札参加資格がある旨を通知するものとする。

(入札参加資格の取消し)

第11条 管理者は、事前審査により入札参加資格があると認めた者が、その確認の後、入札日までの間に第5条に定める要件に該当しないこととなったとき又は確認申請書等に虚偽の事実を記載したことが明らかになったときは、当該入札参加資格を取り消し、その旨を書面により通知するものとする。

(入札保証金の納付免除)

第12条 規程第6条第3号に規定する管理者が特に認めたときとは、次に掲げるときをいう。

- (1) 入札参加者が資格者名簿又は建設工事等資格者名簿に登録されているとき。
 - (2) その他入札参加者が落札者となった場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 入札保証金の納付を免除したときは、入札書又は同様の誓約文言の入った入札書を使用するものとし、その旨を公告又は入札説明書において指定するものとする。

(入札の方法)

第13条 入札の方法は、一堂に会する方式又は郵送方式により行うものとする。

- 2 管理者は、前項の入札に当たり必要があると認めるときは、積算内訳書の提出を求めることができるものとし、その旨を公告又は入札説明書において明らかにするものとする。
- 3 郵送方式による場合は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 委託契約は、旭川市水道局事後審査型一般競争入札（郵送方式）実施要領に準じて行うものとする。
 - (2) 賃貸借契約は、旭川市水道局賃貸借契約の競争入札（郵送方式）実施要領に基づき行うものとする。

(入札の執行)

第14条 入札の執行は、次に定めるところによる。

- (1) 管理者は、公告で定めた期限までに確認申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者を入札に参加させることができない。
- (2) 入札執行者は、入札の執行に先立って入札参加者に対し、一般競争入札参加資格確認結果通知書の提示を求めることができる。
- (3) 開札は、入札終了後直ちに、入札場所において行うものとする。
- (4) 落札者が決定したときは、その場において直ちに当該落札者を発表するものとする。

(入札の無効)

第15条 公告に示した入札参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(入札の辞退)

第16条 入札参加者は、自己の入札の完了（一堂に会する入札の場合は、入札書が入札箱に投入された時点）に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 管理者は、入札を辞退した者（入札辞退届を提出した者に限る。）に対し、これを理由として、以後に不利益な取扱いをしてはならない。

(入札の中止等)

第17条 管理者は、入札を公正に執行することができないなど特別の事情があるときは、入札を延期し、又は取りやめることができる。

- 2 管理者は、入札参加者が一者になったときは、入札を中止することができる。

第3章 指名競争入札

(一般競争入札に関する規定の準用)

第18条 第5条第1項、第6条、第8条及び第12条から第17条までの規定は、指名競争入札を行う場合に準用する。この場合において、「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、「第167条の4」とあるのは「第167条の11第1項において準用する同令第167条の4」と、「公告」及び「入札説明書」とあるのは「指名通知」と読み替えるものとする。

(指名競争入札の運用方針)

第19条 政令第167条(指名競争入札)の運用は、次に定めるところによるものとする。

(1) 政令第167条第1号の「その性質又は目的が一般競争入札に適しないもの」とは、おおむね次に掲げるものをいう。

ア 特殊な技術又は一定の技術水準を要する契約であって、不特定多数の業者を競争に参加させることが適しないと認められるもの

イ 一定の品質保証を要する契約であって、監督又は検査が比較的困難であるため、契約者の技術又は信用に依存して履行の完全な確保を期する必要があると認められるもの

(2) 政令第167条第2号の「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき」とは、おおむね次に掲げるときをいう。

ア 業務の内容又は契約の規模により、市内等事業者の履行適格者が14者以下である契約をするとき。

(3) 政令第167条第3号の「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」とは、おおむね次に掲げるときをいう。

ア 契約上の義務違反があった場合には、局の事業に著しく支障を来すおそれがある契約をするとき。

イ 一定時期又は期間内における安定履行を確保することが重要な要件とされるため、履行の確実を期する必要がある契約をするとき。

ウ 一般競争入札に付した場合には、その入札手続に日数を要し、契約の時期を失するなど契約の目的を達成することが困難であると認められる契約をするとき。

エ 業務の確実な履行を期するため、又は履行能力、技術等について定めようとする入札参加資格が複雑なものとなるため、その資格審査などに相当の事務手続及び費用を要し、得失相償わないと認められる契約をするとき。

オ 積算金額が1,000万円未満の契約をするとき。

(指名競争入札の指名基準)

第20条 指名競争入札を行うに当たっては、資格者名簿又は建設工事等資格者名簿に登録されている者のうちから、次に掲げる事項を考慮して指名を行わなければならない。ただし、建設工事等資格者名簿に登録されている者を指名する場合は旭川市水道局建設工事等指名基準の規定によるものとする(第21条及び第22条においても同様とする。)

(1) 経営及び信用の状況

(2) 不正又は不誠実な行為の有無

(3) 当該契約についての技術的適正及び履行能力

(4) 当該契約についての地理的条件(事業所の所在地等)

(5) 他の官公庁及び民間での履行実績

2 次に該当する者については、指名することができないものとする。

- (1) 指名通知日現在において指名停止期間中のもの
 - (2) 一の指名競争入札において、組合等を指名した場合の当該組合等の構成員
 - (3) 一の指名競争入札において、指名しようとする法人等と代表者を同じくする他の法人及び指名しようとする法人等の代表者個人
 - (4) 一の指名競争入札において、指名しようとする法人等と親会社・子会社又は子会社同士の関係にある法人等
- 3 落札決定までの間に、入札参加者が第18条において準用する第6条第1項に定める入札参加資格その他必要な資格を満たさなくなったときは、その者の指名を取り消すものとする。

(入札参加者の指名数)

第21条 指名競争入札に参加させる者（以下「指名業者」という。）の数は、原則として、別表第1に掲げる積算金額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる指名業者数とする。

(指名業者の選定)

- 第22条 指名業者の選定に当たっては、地元中小企業者に配慮しつつ適正な履行を確保できるよう、公正かつ適正に行うものとする。
- 2 指名業者の選定は、当該契約に相応しいと判断される営業種目及び取扱品目について登録のある者を次の表に定める項目の一つ又は複数に基づき選定するものとする。ただし、履行体制の充実、受注機会確保等のため、他の方法によることが望ましいと指名委員会で決定したとき又は他に定めがあるときは、この限りでない。

項目	適用基準
所在地	市内業者を優先し、これに次いで準市内業者、近隣8町業者、市外業者の順とする。
格付等級	別表第2に掲げる積算金額の区分に応じ、同表に掲げる格付等級に属する業者を優先する。 当該等級に属する業者の数が少ない場合は、直近上位又は直近下位、次いで、他の格付等級の順とする。
履行状況	過去3年間の当該契約に係る受注者のうち、履行状況が良好と認める業者を優先し、その優先の順位は、契約時期の直近のものからとする。

3 前項の規定により選考した結果、さらに必要があるときは、次の表に定める項目に基づき行うものとする。

項目	適用基準
産業分類	発注する契約の種類と、当該業者における専業率が高いものとして資格者名簿に登録している産業分類とが一致する業者を優先する。
指名状況	指名が特定の業者に偏しないように、前年度に指名した業者数の半数を目安として、当該入札金額の高低や指名回数などを考慮し適宜入れ替える。

4 管理者は、第2項に定める方法で選考した場合に、別表に規定する指名業者数が得られないなど特別の事由があるときは、他の営業種目及び取扱品目について登録のある者を指名することができる。

第4章 契約の締結等

(契約保証金の納付免除)

第23条 規程第27条第8号に規定する管理者において契約保証金の納付を免除することが適当であると認めたとときは、次に掲げるようなときをいう。

- (1) 単価契約を締結しようとするとき。
- (2) 契約の履行に係る検査及び支払を月毎に定期に行う契約を締結しようとするとき。ただし、契約の相手方において過去3か年間に局並びに旭川市、他の地方公共団体又は国と種類をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行しているなど、契約を履行しないこととなるおそれがないものに限る。
- (3) その他管理者が納付を免除することが適当であると認めたととき。

(入札結果の公表)

第24条 競争入札に付した契約は、契約締結後にその入札結果を公表するものとする。

2 前項の公表の方法及び対象とする契約等については、別に定める旭川市水道局委託及び賃貸借契約に係る入札結果等の公表要綱による。

(その他)

第25条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年1月29日から施行し、履行期間の初日が平成21年4月1日以後の日である契約から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年2月10日から施行し、履行期間の初日が平成22年4月1日以後の日である契約から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年2月26日から施行し、履行期間の初日が平成22年4月1日以後の日である契約から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月26日から施行し、令和8年4月1日以後に締結する契約から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

指名業者数区分

積算区分	指名業者数
550万円以上	7者以上
150万円以上550万円未満	5者以上
150万円未満	3者以上

別表第2

格付等級優先区分

積算区分	格付等級
550万円以上	A級
150万円以上550万円未満	B級
150万円未満	C級

様式第1号

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

(宛先)旭川市水道事業管理者

申請者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

入札日

件 名

年 月 日付けで入札公告のあった上記案件に係る入札参加資格について確認を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格のすべての要件を満たしていること並びに本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類名	添付の有無	旭川市水道局受付印
(例:業務履行実績調書)	有・無	
	有・無	
	有・無	
	有・無	

申請担当者役職・氏名

連絡先 TEL FAX
(電子メールアドレス)
(連絡先は間違いのないよう記入してください。)

※この申請書は、申請書受理時に旭川市水道局受領印を押印の上、1部返却するので、必ず2部（1部はコピー可）提出すること。

様式第2号

許可・認可等調書

申請者商号又は名称

許 可 ・ 認 可 等			氏 名 (年齢)
種 類	取得年月日 登 録 番 号	経 験 年 数	
	年 月 日 第 号	年	(歳)
	年 月 日 第 号	年	(歳)
	年 月 日 第 号	年	(歳)
	年 月 日 第 号	年	(歳)
	年 月 日 第 号	年	(歳)
	年 月 日 第 号	年	(歳)
	年 月 日 第 号	年	(歳)

注1 記載した内容について確認できる許可証、登録証等の写しを添付してください。

2 氏名の欄は許可等を受けているのが社員(個人)の場合に記載してください。

様式第3号

業務履行実績調書

申請者商号又は名称

業 務 名 称 等	業務名		
	発注機関名		
	契約金額		
	履行期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで
業 務 概 要			

注1 公告において明示した業務の履行実績例(代表的なものを2件以内)について記載すること。

2 旭川市水道局が発注した業務があれば、優先して記載すること。

様式第4号

旭水経 第 号
年 月 日

様

旭川市水道事業管理者

一般競争入札参加資格確認結果通知書

年 月 日付で申請のあった入札参加資格について、次のとおり確認結果を通知します。

入 札 公 告 日	年 月 日
件 名	
入札参加資格の有無	無
入札参加資格がない と認めた理由	

資格がないと通知された方は、管理者に対して資格がないと認めた理由について、説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日までに旭川市水道局上下水道部水道総務課契約係にその旨を記載した書面（様式任意）を提出してください。

様式第5号

旭水経 第 号
年 月 日

様

旭川市水道事業管理者

入札参加資格に係る理由説明書

下記案件において、入札参加資格がないとした理由について、次のとおり説明します。

件名	
(理由)	

様式第6号

入 札 書

1 金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

(金額の頭に¥を記入のこと)

2 件名

旭川市水道局委託契約等競争入札心得を承諾の上、上記のとおり入札いたします。

年 月 日

(宛先) 旭川市水道事業管理者

住所

商号又は
名 称

代表者
氏名

Ⓜ

代理人

Ⓜ

注) 委任状を提出し、代理人による入札のときは、代表者氏名欄の押印の代わりに、代理人欄に代理人氏名を記載・押印のこと。

様式第7号 (質問用)

質 疑 応 答 書

(宛先)旭川市水道事業管理者
 (電話番号 0166-00-0000)
 (FAX 番号 0166 - 25 - 9500)
 (電子メール ○○@●●●●)

住所
 商号又は名称
 代表者氏名

質問年月日 年 月 日

件名			
質 疑 事 項	回 答 事 項		

注) あらかじめ電話連絡の上、上記のFAX番号へ送信してください。

様式第7号 (回答用)

質 疑 応 答 書

年 月 日

様

旭川市水道事業管理者

次の案件に係る仕様書等について質問があったので回答する。

件名		
質 疑 事 項	回 答 事 項	
質問年月日 年 月 日		